

熊本県公報

第12688号
平成30年1月16日(火)
(毎週 火・金発行)

目 次

告 示

- 指定居宅サービス事業者の指定…………… (高齢者支援課) 1
- 指定介護予防サービス事業者の指定…………… (") 1
- 道路の供用開始…………… (道路保全課) 1
- 造成宅地防災区域の指定…………… (建築課) 2
- 登 載 依 頼
- 熊本県社会福祉審議会の開催…………… (社会福祉審議会事務局) 2

告 示

熊本県告示第35号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により指定居宅サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第78条の規定により公示する。
平成30年1月16日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
株式会社フューチャー・バンク	デイサービスセンター つくし	阿蘇郡高森町大字高森2151番地1	平成30年1月15日	通所介護

熊本県告示第36号

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）附則第11条及び第14条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第5条の規定による改正前の介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により指定介護予防サービス事業者として次のとおり指定したので、公示する。
平成30年1月16日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
株式会社フューチャー・バンク	デイサービスセンター つくし	阿蘇郡高森町大字高森2151番地1	平成30年1月15日	介護予防通所介護

熊本県告示第37号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。
その関係図面は、平成30年1月16日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。
平成30年1月16日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備 考
一般県道	内牧停車場線	阿蘇市狩尾字甲賀 559番5地先から 同所 558番3地先まで	76.1	災害復旧 (仮設道の設置)

2 供用を開始する期日 平成30年1月17日

熊本県告示第38号

宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）第20条第1項の規定により造成宅地防災区域を次のとおり指定するので、同条第3項の規定により公示する。

平成30年1月16日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 上古閑原地区（Bブロック）造成宅地防災区域
上益城郡御船町大字高木字上古閑原2045番1、2045番3、2046番1、2046番5、2046番1地先の道の一部（次の図に示す部分に限る。）
- 2 久保地区（Aブロック）造成宅地防災区域
上益城郡御船町大字豊秋字久保2625・2626・2627番合併、2628番、2629番、2625・2626・2627番合併地先の道の一部（次の図に示す部分に限る。）
- 3 南ノ下地区造成宅地防災区域
上益城郡御船町大字七滝字南ノ下1031番、1032番、1033番、1031番地先の道の一部（次の図に示す部分に限る。）
- 4 湯ノ迫地区造成宅地防災区域
上益城郡御船町大字七滝字湯ノ迫797番、798番、798番地先の道の一部（次の図に示す部分に限る。）

（「次の図」は、省略し、その図面を熊本県土木部建築住宅局建築課及び御船町役場に備え置いて縦覧に供する。）

登載依頼

熊本県社会福祉審議会公告第1号

熊本県社会福祉審議会の会議を次のとおり開催する。

平成30年1月16日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 日時
平成30年1月24日（水）午後2時から
- 2 場所
熊本県庁行政棟本館5階 審議会室
（熊本市中央区水前寺六丁目18番1号）
- 3 議題
（1）各専門分科会の開催状況等について
（2）その他
- 4 傍聴者の定員
10人
- 5 傍聴手続
審議会の会議は、原則公開とし、傍聴手続きの概要は次のとおりとする。ただし、公開の会議中において、会議を非公開とすべきであると認められるに至ったときは、会議を非公開とすることもある。
（1）傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において受付の上、事務局の指示に従い、会場に入ることができる。
（2）傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 問合せ先
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県社会福祉審議会事務局（熊本県健康福祉部健康福祉政策課内）
（電話096-333-2193）